## 人権とはなんですか?

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間 が人間らしく生きる権利で、 だれにとっても大切なもの、 生まれながらに持 であ 日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「子どもの虐待」についてお 伝えします。

を受けつつ、安全が守られた生 受け入れられ、傷ついた心と体 活を送ります。 を治すために必要な治療や支援 など安心して生活できる場所で 子どもたちは各施設や里親宅

011年調べ

調理員などがいます。 の小児科医師や看護師、 児童福祉施設最低基準によっ 乳児院には、常勤または嘱託 栄養士

暮らせる状況が整ったと児童相

家庭でも子どもが安心して

家庭状況や親子の状況が好転

## どもたちは、その後どこで草 らしているのでしょうか。 **虐待で家庭から保護された子**

さんにも委託されたりします。 相談所が一時保護しその後、児 童福祉施設に入所したり、里親 には、児童福祉法によって児童 な状況にあると判断された場合 虐待を受けた子どもが危機的

があり、その子どもの年齢や状 立支援施設、情報障害児短期治 児童養護施設、乳児院、児童自 況などによって決められます。 療施設、母子生活支援施設など 入所する児童福祉施設には、

## 乳児院

2963人在籍しています。(2 ることができます。厚生労働省 でき、小学校入学前まで養育す の調べでは、全国で129施設 合には幼児も入所させることが 児)<br />
を養育しますが、必要な場 に定める施設で乳児 (1歳未満 乳児院は、児童福祉法第37条

※来月も、子どもの虐待につい て紹介します。

の村」をつくりましょう。 村民みんなで「ハートがたくさん ります。 けながら家庭に戻り、 に暮らすこともできることがあ 談所が判断した時に、支援を受 再度一緒

設ですが、実際にはこの基準で

する人数を多く設置している施

て、

職員の専門性も高く、従事

虐待を受けた子どもたち

子どもの虐待について

らく暮らしながら自立を目指す らの委託や依頼、子ども本人の 希望で、自立援助ホームでしば また、児童養護施設を出た後 児童相談所や家庭裁判所か

> する集団養育をせざるを得ませ 数人の乳児に離乳食を与えたり ビーチェアーを横一列に並べて いて、「枕哺乳」をしたり、ベ は人手不足で、枕に哺乳瓶を置 は十分ではなく、施設によって

卒園者が交流し支え合うスペー 子どもたちもいます。 スや団体が全国ででき始めてい さらに施設や里親宅を出た後

最低基準を改正すべきであると う、十分な愛情を注いで養育で います。一人ひとりの乳児に、 離乳食を受け付けない子どもも には、食を拒否して、ミルクや いう切実な声があるのはこのた きるようにするためには、この 職員と一対一の関係が作れるよ 重い虐待を受けた子どもの中

めです。

役場

人権対策課